

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第88号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）明倫元学区地区地区計画が変更され、新たに明倫元学区新町通・室町通界わい地区として区分された区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途に関する制限を定めることとしました。

計画地区の名称（適用区域）	制 限	
	事 項	内 容
明倫元学区新町通・室町通界わい地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第88号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 明倫元学区烏丸通沿道地区の項中「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）明倫元学区地区地区計画」の右に「（以下「明倫元学区地区地区計画」という。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

明倫元学区 新町通・室 町通界わい 地区	明倫元学区地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において新町通・室町通界わい地区として区分された区域
-------------------------------	--

別表第2 明倫元学区烏丸通沿道地区及び烏丸通沿道四条南地区の項を次のように改める。

明倫元学区烏丸 通沿道地区及び 烏丸通沿道四条 南地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 共同住宅，寄宿舎又は下宿。ただし，当該建築物及びこれに付属するもの（門及び塀を除く。）の壁面から烏丸通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上であるものを除く。
明倫元学区新町 通・室町通界わ	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業，店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電

い地区		<p>話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) マージャン屋, ぱちんこ屋, 射的場, 勝馬投票券発売所, 場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p>
-----	--	---

別表第3 明倫元学区烏丸通沿道地区及び四条通A地区の項を次のように改める。

明倫元学区烏丸通沿道地区及び明倫元学区新町通・室町通界わい地区	建築物の用途の制限	明倫元学区烏丸通沿道地区
明倫元学区烏丸通沿道地区及び四条通A地区	建築物の用途の制限	四条通A地区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)